

堺市上下水道局文書規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局文書規程（平成２１年上下水道局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

目次中「第４０条」を「第４１条」に、「第４１条・第４２条」を「第４２条・第４３条」に改める。

本則中「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

第１０条第４項中「事業サポート課」を「総務課」に改める。

第２７条第１項を次のように改める。

施行文書のうち、庁外文書については、次に掲げるものについて公印を押印するものとする。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられているもの
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 特定の事実を公印の押印により証明する必要があるもの
- (4) 前３号に掲げるもののほか、公印の押印が特に必要であると文書管理課長が認めるもの

第２７条第３項を削り、同条第４項中「庁内文書」を「施行文書のうち、庁内文書」に改め、同項を同条第３項とし、同条中第５項を第４項とし、第６項から第８項までを１項ずつ繰り上げ、同条第９項中「第１項本文」を「第１項」に改め、同項第１号中「当該庁外文書に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（堺市上下水道局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成２０年上下水道局管理規程第１４号）の規定により準用する堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成２０年規則第２０号）第２条第２項第３号に規定する電子証明書をいう。）と併せて記録すること。」を「同条第４項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて堺市上下水道局情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規程（平成２０年上下水道局管理規程第１４号）の規定により準用する堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成２０年規則第２０号）で定めるもの」に改め、同項を同条第８項とする。

第４２条を第４３条とする。

第４１条中「第３３条」を「第３４条」に改め、同条を第４２条とする。

第５章中第４０条を第４１条とする。

第３９条を次のように改める。

（歴史的文書の指定等）

第４０条 総務課長は、保存期間の満了した公文書のうち、第３３条の規定により定められた措置の内容を踏まえ、必要があると認めるものについて歴史的文書として指定するものとする。

2 文書管理課長は、その管理する公文書のうち、前項の規定により歴史的文書として指定されたものについては、総務課長に引き渡さなければならない。

第38条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次条第1項の規定により総務課長が歴史的文書として指定したものについては、この限りでない。

第38条第3項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同条を第39条とする。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項中「事業サポート課」を「総務課」に、「第33条」を「第34条」に改め、同条第3項中「当該文書管理課長」を「当該他の文書管理課長」に改め、同条第4項中「当該文書管理課長」を「文書管理課長」に改め、同条を第36条とする。

第34条を第35条とし、第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(保存期間満了時の取扱い)

第33条 文書管理課長は、その管理する公文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的文書（本市の歴史を伝えとともに、理解する上で必要と認められる公文書をいう。以下同じ。）に該当し得ると認められるものにあつては総務課長に引き渡す措置を、それ以外のものにあつては廃棄する措置をとるべきことを定めるものとする。

別表中「支払い」を「支払」に改める。

様式第2号（乙）中「事業サポート課」を「総 務 課」に改める。

様式第7号中「第35条」を「第36条」に改める。

様式第8号中「第37条」を「第38条」に、「事業サポート課長」を「総務課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の第27条の規定は、この規程の施行の日以後に起案する文書について適用し、同日前に起案した文書については、なお従前の例による。